【規程番号　行法Ⅵ－008】

オープンカレッジ講師謝礼規程

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本学」という）が運営する神戸女子大学・神戸女子短期大学オープンカレッジの講座を担当する講師の謝礼について定める。

第２条　講師を本学専任教員とそれ以外の講師（以下「外部講師」という）に区分する。

第３条　本学専任教員のうち教授、准教授については、開講講座１回につき 10,000 円、それ以外の者については 7,000 円を支給する。

第４条　語学を担当する外部講師には受講生 5 名の場合、1 回の講座につき 10,000 円を支給する。以後１名増加する毎に 1,000 円加給し、10 名以上は一律 15,000 円とする。

２　語学以外を担当する外部講師には、１回の講座につき 10,000 円を支給する。又補助講師が必要と認められた場合、その補助講師には、7,000 円を支給する。

３　交通費がかかる等特殊な要因がある場合は、前２項の規定にかかわらず支給額を変更できるものとする。

４　受講者数が多い等オープンカレッジ運営に顕著な貢献が認められた時、特別謝礼を上限 30,000 円として支給することができる。但し、語学講座を除く（別表１）。

第５条　謝礼は毎月末日現在の受講生数によって、翌月の 15 日に支給する。但し本学の神戸女子大学・神戸女子短期大学の授業を担当する者については、行吉学園給与規程・行吉学園非常勤講師給与等支給規程に準ずる。

第６条　謝礼には交通費を含むものとする。

ただし、往復 1,000 円を超える交通費については、10,000 円を上限として超過額分を加算して支払うものとする。

第７条　開講は語学講座の場合原則として 5 名以上とし、教養講座の場合は採算等を勘案し開講可能人数を決定する。

（外部講師の慶弔）

第８条　外部講師の慶弔に関して、理事長が特に必要と認めた場合、本学は慶弔金ほか適切な方法により祝意もしくは弔意を示すものとする。

２　前項に定める方法及び金額については、所定の稟議手続きにより決定する。

第９条　本規程に定めのない事項については所定の稟議手続きのほか、重要事項については常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

第10条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附　則

この規程は平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附　則

この規程は平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は平成 20 年 11 月 6 日から施行する。

附　則

この規程は平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

〈別表 1〉

講師に対する特別謝礼は以下に該当することを原則とする。

1	担当講座の収益が 15 万円を超える場合、20,000 円とする。
2	担当講座の収益が 20 万円を超える場合、30,000 円とする。